

三朝町告示第1号

平成23年第1回三朝町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年1月11日

三朝町長 吉田 秀 光

- 1 期 日 平成23年1月17日 午後4時
- 2 場 所 三朝町議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 平成22年度三朝町一般会計補正予算(第7号)
 - (2) 三朝町税条例の一部改正について
 - (3) 三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起について

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞	藤 井 克 孝
吉 田 文 夫	福 田 茂 樹
遠 藤 勝 太 郎	平 井 満 博
松 村 修	横 木 文 雄
知 久 馬 二 三 子	山 田 道 治
杉 原 憲 靖	牧 田 武 文

○応招しなかった議員

な し

第 1 回 三 朝 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 3 年 1 月 1 7 日 (月 曜 日)

議事日程

平成 2 3 年 1 月 1 7 日 午後 4 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 2 2 年度三朝町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 5 議案第 2 号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- ・ 例月出納検査の結果報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 2 2 年度三朝町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 5 議案第 2 号 三朝町税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 号 三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起について
-

出席議員 (1 2 名)

1 番	清 水 成 眞	2 番	藤 井 克 孝
3 番	吉 田 文 夫	4 番	福 田 茂 樹
5 番	遠 藤 勝 太 郎	6 番	平 井 満 博

7番	松村修	8番	横木文雄
9番	知久馬二三子	10番	山田道治
11番	杉原憲靖	12番	牧田武文

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	遠藤英臣	主幹	山中恵子
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田秀光	教育委員会委員長	山本邦彦
副町長	森脇光洋	会計管理者	松原茂隆
総務課長	朝倉聡	財務課長	大村哲也
税務課長	石井秀己	企画観光課長	松浦弘幸
町民課長	山根智美	健康福祉課長	前田敦子
農林課長	山根猛昭	建設水道課長	岩山靖尚
教育長	山口博	教育総務課長	布廣覚
生涯学習課長	真嶋峰和		

午後4時55分開会

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回三朝町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局とも、ございません。以上、報告いたします。

お諮りいたします。会議規則第9条によりますと、会議は午前9時から午後5時までと規定されておりますが、本日の会議時間は、日程進行の都合により、本日本日予定いたしております全日程が終了するまで、あらかじめ延長いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議は予定している全日程が終了するまで延長いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、1番、清水成真議員、2番、藤井克孝議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成22年11月分の報告書が提出されていますので閲覧願います。

日程第4 議案第1号 から 日程第6 議案第3号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上この際、日程を変更して、日程第4から日程第6までの3件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第4から日程第6まで、すなわち議案第1号から議案第3号の3件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） あけましておめでとうございます。議員各位をはじめ、町民の皆様が希望に満ちた新春をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。平成23年が三朝町並びに町民の皆様にとって素晴らしい一年となりますよう御祈念申し上げます。

さて、昨年の夏の猛暑から一転して、年末から年始にかけて大寒波が山陰地方を襲い、本町竹田地区においては元旦の未明から昼過ぎにかけて停電するなど、町民の皆様には、年頭より大変御迷惑をおかけすることとなってしまいました。町といたしましては、今後、町民の皆様の生活、安全の確保のため、除雪対策等に全力を尽くして対処する所存であります。

また、年末年始の大雪から三朝温泉の旅館・ホテルでは延べ1,200人以上のキャンセルが出るなど、観光面でも大きな打撃を受けております。農業面では現在のところ被害は確認されていませんが、大雪による産業への被害に対する対応についても、今後、しっかりと対処していく所存であります。

一方、国政においては、昨年7月に行われた参議院議員選挙で野党が勝利しましたが、現在、衆参の両院でねじれ現象が生じていることなどから、円滑な国会運営がなされていないのが現状であります。依然として厳しい経済情勢の中、今後、国において、財政力が弱い地方自治体が不利益を被らないような政策を展開していただくことを是非ともお願いしたいと思います。

さて、本年は、町の新たな町づくりの指針である「第10次三朝町総合計画」を策定する年であります。この計画の策定にあたっては、町内各地域から町政に対する要望や御意見などを伺うこととしておりますが、町民の皆様の安心・安全な暮らしが守られ、10年後の三朝町のあるべき姿がはっきりとお示しできるような計画を策定し、その計画に基づいて各種事業を着実に実行すべく、職員一丸となって全力でまい進する所存でございます。

旧年に倍しまして、議員各位はもとより町民の皆様の一層の御理解と御支援をお願いす

る次第でございます。

それでは、今回提案いたしました議案第1号、平成21年度三朝町一般会計補正予算(第7号)について御説明申し上げます。

今期補正予算の歳入におきましては、国から交付される「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」合わせて、6,486万3,000円に加え、財政調整基金からの繰入金を補正事業の財源として計上しているものでございます。

歳出では、緊急経済対策費に、きめ細かな交付金事業として、小中学校の空調設備改修事業、三朝町営野球場の改修事業などの教育環境等向上事業、三朝神倉大豆並びにみささ米の生産奨励に係る農業振興事業、外国人観光客誘致事業、三朝温泉振興事業などの、観光商工振興事業を、総額5,509万1,000円を実施することとし、同じく、住民生活に光をそそぐ交付金事業では、消費者の安心・安全確保事業並びに図書館ネットワーク構築事業を実施することとし、1,070万円の予算を措置しております。

衛生費に計上しました、子宮頸がん予防対策費並びに子宮頸がん等ワクチン接種事業につきましては、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により、本年度の補正予算で予算化しました子宮頸がん予防接種に係る費用について、全額公費負担で実施することとしたことと、あわせて、HIB(ヒブ)ワクチン、及び、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種についても、全額公費負担で接種が可能になるよう関係費用について措置しております。

農業費に計上しております、鳥獣被害総合対策事業費補助金につきましては、有害鳥獣の捕獲数が大幅に増加したことに伴う補助金の額について増額の予算措置をしております。

また、土木費では、除雪機械等の点検及び修繕を行ない、除雪体制に万全を期すこととしまして関係費用について計上しております。

以上が歳出の主な概要でございます。これらにより今期補正予算におきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,377万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を、46億3,330万9,000円とするものでございます。

次に、議案第2号、三朝町税条例の一部改正についてでございます。今回の改正は、個人住民税の普通徴収分及び固定資産税の納期につきまして、現行の8期を地方税法で規定されている4期に改めようとするものであります。

また、あわせまして、納期の変更に伴い、固定資産税の1回の納付額を1,000円以上

とするために所要の改正を行おうとするものでございます。

続いて、議案第3号、三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起についてでございます。三朝町特定公共賃貸住宅天神団地一戸の入居者が、正当な理由によらないで当該賃貸住宅の入居に必要な手続きを行わず、また、家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる催告にも応じないため、住宅の明渡し等を求めて訴えを提起したいと考えており、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、本議会の議決をいただくとするものでございます。

以上今回上程いたしました3件の議案について、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長の方から訂正があるそうです。

○町長（吉田 秀光君） 先ほど議案第1号で平成22年度三朝町一般会計補正予算を平成21年度と申しあげましたようで改めて訂正をいたしたいと思えます。

○議長（牧田 武文君） 続きまして、各議案についての細部説明を求めます。議案第1号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第7号）について、大村財務課長。

○財務課長（大村 哲也君） 議案第1号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第7号）について議案書に沿って御説明申し上げます。

今期補正予算では、歳入歳出につきまして、それぞれ7,377万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ46億3,330万9,000円とするものでございます。

歳入歳出について説明させていただきますが、歳入につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。国庫支出金は、平成22年10月8日に閣議決定され、11月26日に成立しました国の補正予算に盛り込まれました地域活性化交付金に係る、きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金、あわせまして、6,486万3,000円が本町に交付されることになりましたので歳入するものでございます。

県支出金につきましては、子宮頸がん予防ワクチン、HIB（ヒブ）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種のワクチンにつきまして、国が、予防接種法上の定期接種化に向けた検討をされ、これに要する財源を都道府県に基金として設置し、市町村に交付されることになりましたので、本町においての接種事業の見込みを勘案し、県から子宮頸がん等ワクチン接種事業交付金として144万3,000円を、また、有害鳥獣の捕獲など、本町の有害鳥獣総合対策事業に応じた鳥獣被害総合対策事業費補助金、80万9,000円を収入することと

したものでございます。

繰入金につきましては、今期補正予算に係る事業に要する一般財源として、財政調整基金からの繰り入れを行いたいとするものでございます。

歳出につきましては、5ページからごらんいただきたいと思います。

初めに総務費でございます。一般管理費では、職員採用試験の追加実施に伴う費用について、増額措置しているものでございます。

緊急経済対策費では、先ほどの町長の提案説明でもありましたとおり、国の地域活性化交付金に係る、きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金を財源として、教育環境の向上、社会体育施設等の改修、農業振興、観光振興に視点を置いた事業を、総額6,579万1,000円で実施することとしまして、それぞれの費用を計上しているものでございます。

衛生費では、子宮頸がん等の3種のワクチンを、費用負担無しで接種できるよう、関係費用について計上したものでございます。

6ページ、農林水産業費では、過去に例を見ないほど増加しました有害鳥獣の捕獲などにより、有害鳥獣総合対策事業費補助金の所要の額を増額措置しようとするものでございます。

商工費につきましては、観光商工センターの壁面が老朽化に伴い剥離、落下するという状況にありまして、これの対策工事を実施することとしまして関係費用を計上したものでございます。

土木費につきましては、昨年未からの降雪のため連日除雪作業を行っているところですが、除雪作業に万全を期すため、除雪機械の整備、修理費に要する経費を計上しているものでございます。

以上、簡単でございますが、平成22年度一般会計補正予算（第7号）の細部説明とさせていただきます。

○議長（牧田 武文君） 議案第2号、三朝町税条例の一部改正について、石井税務課長。

○税務課長（石井 秀己君） 議案第2号、三朝町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、町税の納期につきまして滞納件数や徴収率の推移及び徴収事務の状況等を検討し、徴収事務を含めた税務事務全般をより改善するため、個人の町民税のうち普通徴収によるもの、及び固定資産税についての納期を現在の8期から地方税法によります4期に変更するものでございます。

税務で取り扱っております事務は、平成12年に介護保険、平成20年に後期高齢者医療保険が加わり、資格異動等に伴う賦課事務から滞納者に対する事務量も必然的に増加しており、十分な事務体制とはいえない状況となっております。

特に、地方税法で定めております未納者に対する督促については、納期限後20日以内に発送することとなっております。その事務量と経費を他の税務事務に振り向けることも可能となり、より一層、賦課事務と滞納整理事務の強化に繋がれるものと考えております。

また、納税者にとりましては1回の納付額が多額になるという心配がございますが、税目により納付月を分けることで税目が異なり、金額も増減がございますが、現在と同様に8回の納期となり、また、納税者によっては納めなくてもよい月ができることとなります。

今回の改正に当たりまして、一部の平均的な納税者にアンケートを実施したところ、様々な意見がございましたが、業務の効率化と経費の削減、納期限内に支払っている人に不満の無いようにしてほしいといった賛成の意見と、回数が少なくなると1回の納付額が多額になる方の意見をいただいておりますが、意見をいただいた方では賛成の意見が多数を占めているのが現状でございます。どうしても納期通りに納付できない場合には、納税相談による分割納付により支払回数を増やし1回の納付額を少なくすることも可能ですのでこの説明をすることで、御理解をいただけるものと考えております。

また、固定資産税だけあります旅館等につきましては、一部の旅館ではございますが意向を伺っておりますが、1回の納付額が多くなるので8期のままだがよい。もし4期にされるなら納付月の間隔を均等にされたいとの御意見をいただいております。

こうしたこと踏まえて、個人町民税の納期を6月、8月、10月、12月とし、固定資産税を5月、7月、9月、11月としようとするものであります。

なお、国民健康保険税、介護保険料等につきましては、個人の税額が多額なことと資格異動が多いため現行のままとしております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第3号、三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起について、山根町民課長。

○町民課長（山根 智美君） 議案第3号、三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起について説明させていただきます。

先ほどの提案説明にもありましたように三朝町特定公共賃貸住宅天神団地第20号の入居者は正当な理由によらないで、住宅の入居に必要な手続きを行わず、また、家賃を長期にわ

たり滞納しており、再三にわたる催告等にも応じません。この入居者に対して三朝町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第22条第1項の規定に基づき、住宅の明渡し、滞納家賃及び損害賠償金等の支払い並びに訴訟費用の負担を求めて訴えを提起しようとするものでございます。

訴訟遂行の方針としましては相手方から滞納家賃等を完納する旨の申し入れがあり、その履行が見込まれる場合は和解することとしたいと考えております。また、第1審または第2審の判決の結果、必要と認めた場合は上訴することとしております。以上細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（牧田 武文君） これより質疑にはいります。質疑は議事の都合上、一件ごとに議案の順を追ってすることといたします。

議案第1号、平成22年度三朝町一般会計補正予算（第7号）について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、三朝町税条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議案第3号、三朝町特定公共賃貸住宅の明渡し等に係る訴えの提起について、質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 質疑なしと認め、本案を討論、採決いたします。
討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（牧田武文君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて平成23年第1回三朝町議会臨時会を閉会いたします。

午後5時18分閉会
